

2015年1月28日

消費者庁食品表示企画課
意見募集担当 御中

『食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）等』について

日本生活協同組合連合会

今回、貴庁が公表された『食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）等』に関して、以下のコメントを提出いたします。

全体的な意見

食品表示の規定について、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止の観点を最優先することについて賛同するものです。しかし、新たに食品表示法において食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定めることについては、国内外の対応実態、たとえば国内においては各都道府県の監視指導に係るものの意見、また、海外においてはコーデックス委員会の解釈、例えば、食品廃棄物と日付表示との関係についての取組みなど、幅広い実態を考慮すべきであり、また、法律上の適正な解釈も必要であろうと考えます。

【食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項】

以下、それぞれの項目が「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等」であるケースおよびその理論的根拠を示すべきと考えます。

なお、アレルゲン¹および消費期限²は食品表示法においてすでに定義が定められていることから、この【食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項】というタイトルは、【アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの】というタイトルに変更すべきと考えます。

1. 名称について

市販されている食品の名称が「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」で

¹ 食物アレルギーの原因となる物質をいう。

² 食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。

あるかどうかを一次的に判断するのは、保健所等の機関であると考えられますが、これらの機関が、当該食品の名称、あるいは品名が、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」と判定するのは、いかなるケースであるのかの具体的基準を例示し、その根拠を示すべきと考えます。それがない場合においては、食品関連事業者等を含め、混乱が生じると考えられます。

なお、海外においては、コーデックス (GSLPF のセクション 4.1 食品の名称)、米国 (CFR 21 の Part 101)、EU ((EU) No 1169/2011 の第 4 条 義務的食品情報を律する原則の 1(b))、いずれにおいても食品の名称は「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」でも、また「食品を摂取する際の安全性に係る事項」とも位置づけられていません。国際的な規格との整合性も考慮すべきと考えます。

2. 保存の方法について

保存の方法は「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」と考えられますが、より具体的に規定されるべきと考えます。即ち、法令等で当該食品に適用される保存温度よりも高い保存温度が表示されている場合は、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす」ことになるかもしれないが、逆のケースにおいては食味などといった品質面には影響を及ぼすことはあっても、必ずしも安全性に影響を及ぼすようなことにはならないのではないのでしょうか。従って、保存の方法といっても、保健所等で判断する場合のケースや基準、その根拠を明示すべきと考えます。

3. 消費期限又は賞味期限について

消費期限は食品表示法によって、食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限であると定義されていますが、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす」ケースは、実際の消費期限よりも長い消費期限が表示されている場合であろうと考えられます。逆に、実際の消費期限よりも短い消費期限が表示されている場合には、商品の回転が速くなり、結果として安全性は保証されるものの、食品廃棄といった問題につながるものと考えられます。保存の方法と同様、より具体的に規定される必要があると考えます。

なお、コーデックスで行われている、事前包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) の中の日付表示の見直しに関する議論においては、現在、各国における日付表示の制度及び用語が様々であるために、消費者に混乱が生じ、結果として食べられる食品が破棄されたり、販売されるべきではない食品が陳列されたりといった、安全性および、品質に問題が生じたりする可能性があるとして指摘されたところです。

また、コーデックスの議論に従えば、消費期限又は賞味期限は、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」ではなく、「食品を摂取する際の安全性に係る事項または食品品質に係る事項」とされています。

コーデックスでの議論を踏まえると、消費期限又は賞味期限を「食品を摂取する際の安全性又は食品の品質に係る事項」と規定することは可能ですが、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」と規定することは、国際的に妥当ではないと考えます。

なお、現在、消費期限を設定するための指針として、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（厚生労働省・農林水産省：平成17年2月）³が発表されていますが、食品廃棄問題の面からも、このガイドラインが具体的な消費期限を設定する上で有益な指針になっているかをレビューすべきと考えます。

4. 添加物について

添加物について食品衛生法第十条では、「人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食されている物であって添加物として使用されているものを除く。）並びにこれを含む製剤および食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と規定されています。

つまり、食品に含まれる（食品に用いることが許可されている）添加物は、安全性についての評価が行われており、「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす」ことは基本的になく、また、認可されている添加物には使用基準が定められており、その基準が守られている範囲では、食品中の添加物自体が安全性に重要な影響を及ぼすことはないものと考えます。

コーデックス規格⁴および欧米の規制⁵を見ても同様の考えが示されており、規則に基づき、食品への使用が認められている添加物が安全性に重要な影響を及ぼすことはないと思われ
ます。

5. アレルゲンについて

アレルゲンは、内閣府で定める「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」ではなく、既に食品表示法において「食物アレルギーの原因となる物質をいう」と定義されています。

また、アレルゲンは、食品に用いられている原材料に由来するものであり、言及にいたっては原材料との関連で行なわれるべきと考えます。

なお、コーデックスのGSLPFのセクション4.2では原材料リストにおいてアレルゲンが言及されており、米国においては、Food Allergen Labelling and Consumer Protection Act

³食品の期限表示に関する情報（消費者庁HP）<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin23.pdf>

⁴コーデックスの食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995）のセクション1.1 Food Additives Included in this Standardは、JECFAによってADIが割り当てられた、あるいは安全であると決定された添加物のみが、この規格（CODEX STAN 192-1995）に包含されることが考慮され、食品に用いることが適切であると認められる。また、コーデックスのGSLPFのセクション4.2原材料リストにおいて、安全性の関連で言及されているものは、hypersensitivity（過敏症）を誘発することが既知である食品および原材料であり、食品添加物（GSLPFにおいては、食品添加物は原材料に含まれる）自体が食品安全性に関連するとは述べられていない。

⁵米国においては、U.S. Food and Drug Administrationのウェブサイト‘Determining the Regulatory Status of a Food Ingredient’において、“食品の成分になると合理的に予想されるすべての物質は食品添加物（food additive）であり、これは米国食品医薬品局FDAによる上市前の認可を条件とする。しかし、当該物質が一般に安全であると認められる（GRAS）、あるいは食品添加物定義からの除外規定を満たす場合は除く”としている。EUの食品添加物に関する規則（EC）No 1333/2008第6条ヨーロッパ共同体リストでは、食品添加物は、求められる条件を満たす場合においてのみ、ヨーロッパ共同体リストに含めることができるとし、当該添加物が、入手可能な科学的証拠をベースとして、提案された使用レベルにおいて消費者の健康に対して安全性の問題を呈することはないとしている。更に、米国のCFR 21のPart 101においても、またEUの規則（EU）No 1169/2011においても、食品添加物が食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項であるとは述べられていない。

of 2004 において、アレルゲンの表示は原材料に関連して規定され、EU においても、規則 (EU) No 1169/2011 の第 21 条において、アレルゲン表示は原材料リストの関係で規定されています。海外での規定の仕方を考慮すべきと考えます。

【国民の健康の保護および増進を図るために必要な食品に関する表示の事項】に関する意見

以下、それぞれの項目が「国民の健康の保護および増進を図るために必要な食品に関する表示の事項」であるケースおよびその理論的根拠を示すべきと考えます。

6. 製造所又は加工所の所在地について

製造所又は加工所の所在地は、問題となった商品の発生原因を究明し、再発を防止する上で重要と見なされていると思われるが、実際には商品に表示されている販売者等の当該商品の最終責任者による原因究明と再発防止措置の方がより重要となるケースもあると思われます。そうした中で、保健所等が、製造所又は加工所の所在地が、「国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示」となっているか否かの判断する場合の基準とその論理的根拠を示すべきであると考えます。

7. 遺伝子組換え食品に関する事項について

遺伝子組換え食品に関しては、食品衛生法により安全性審査を終了し、安全性に問題ないと評価されたもののみが認可されている以上、国民の健康の保護及び増進の観点から、その表示が必要であるとは考えにくいと思われます。

一方、組換え技術により、例えば食品の成分が大きく変化した場合には、栄養的な側面で影響を及ぼす場合が考えられますが、この場合においては国民の健康および増進の点からその旨の表示が必要になるものと考えます。しかし、いずれにせよ、遺伝子組換え食品自体は、基本的には国民の健康の保護又は増進を図るために必要な表示と関係するものではないと考えます。

食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会の報告書（遺伝子組換え食品の表示のあり方：平成 11 年 8 月 10 日）⁶において、遺伝子組換え表示の目的は「現実に流通され、利用されている遺伝子組換え農産物は、政府により安全性の確認が行われたものであり、表示の目的はこのことを前提として、消費者の商品選択のため、遺伝子組換え技術の使用、不使用に関する情報を提供するもの」としています。このことから、わが国における遺伝子組換え食品の表示は、国民の健康の保護および増進と関係するものとは位置づけられてこなかったことが分かります。

これらのことから、保健所等が、遺伝子組換え食品に関する事項が、「国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示」となっているか否かを判断するための基準とその根拠を示すべきと考えます。なお、コーデックス⁷、EU⁸においては表示の根拠は、消費

⁶食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会（農林水産省 HP）
http://www.maff.go.jp/j/study/other/idensi_kumikae/pdf/gaiyou_110810.pdf

⁷ At the moment, there are no internationally-agreed recommendations on the food labeling of GM foods. Governments are therefore applying their own regulations. (Codex: FAQs)

⁸⁸ (DG SANCO: GMOs in a nutshell) : Labelling informs the consumer and user of the product, hence allowing them

者およびユーザーに情報を提供し、情報に基づく選択を可能にさせることであるとされています。

8. 放射線照射に関する事項について

放射線照射食品は、現在、食品衛生法第 19 条第 1 項⁹の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年 8 月 31 日内閣府令第 45 号）により、表示を行うべき食品とされています。

現在、安全性が認められた照射食品のみが、食品衛生法で規定された表示を行って流通していますが、上記の規定の中では、放射線照射は、国民の健康の保護及び増進を図るために必要な表示とは位置づけられていません。

保健所等が、放射線照射に関する事項が、「国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示」となっているか否かを判断するための基準と根拠を示すべきです。

なお、コーデックス一般規格（GSLPF）のセクション 5.2 照射食品においては、照射の表示と健康の保護または増進との関係の言及は行われていません。また、米国においては、FDA は消費者に対して、照射は他の形態の処理と同様に食品の特性に影響を及ぼし得るという理由で、照射された食品が処理されていることを知らせることが必要であると見なし、表示を義務付けています¹⁰。

以上

to make an informed choice.

⁹食品衛生法第 19 条第 1 項は以下のように規定しています。：内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第 1 項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示に着き、必要な基準を定めることができる。

¹⁰ U. S. Regulatory Requirements for Irradiating Foods